

## ふるさと納税に対する記念品の協力事業者を募集します

市では、ふるさと納税をした方へ特産品などの記念品を提供していますが、さらに記念品の拡充を図るため、米や野菜・果物・菓子・加工食品・衣料品や市内での体験などを記念品として提供していただける事業者を募集します。協力事業者として認定された場合には、商品の写真、事業者名などを市ホームページやふるさと納税インターネットサイト「ふるさとチョイス」に掲載しますので全国へPRすることができます。

### ▶記念品の条件

- 市内で生産、製造、加工、販売されているものや生産者表示が市内の住所になっているもの。または、「行田」や「行田を連想させる文字(忍城、古代蓮など)」がパッケージなどに入っているもの(複数の商品の詰め合せも可能)。
- 食料品については、寄付者に到着後、3～4日程度の消費期限が保証できること。

※条件に適合していても記念品として適当でないと判断した場合には、認定されないことがあります。

### ▶記念品の募集区分

目安として市場価格が以下の区分に相当する記念品を募集します(いずれも消費税、梱包料および送料込み)。

- 区分1 4,000円
- 区分2 8,000円
- 区分3 12,000円
- 区分4 20,000円
- 区分5 40,000円
- 区分6 60,000円
- 区分7 80,000円
- 区分8 120,000円
- 区分9 200,000円
- 区分10 400,000円



※必要と認める場合には新たに区分を設けることがありますのでご相談ください。

### ▶協力事業者のメリット

- 市ホームページ、ふるさとチョイス、チラシなどに記念品の画像や企業名が掲載されます。
- 記念品発送時に自社パンフレットなどを同封することにより、自社製品をPRすることができます。

### ▶応募方法

企画政策課で配布している応募書類(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、7月28日(金)までに記念品の写真または画像データを添付の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。提出後、委託事業者と商品登録の手続きが必要になります。  
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

▶問い合わせ 同課企画政策担当(内線309)



西山カツ枝氏(長野)

長年にわたる行政相談活動および行政相談委員制度の発展に努めた功績により、西山カツ枝さん(長野)が平成29年度行政相談委員関東管区行政評価局長表彰を受賞しました。

▼問い合わせ 地域づくり支援課  
くらし安心担当(内線252)

## 行政相談委員の西山カツ枝さんが 関東管区行政評価局長表彰を受賞しました



第1回会議の様子

「市報ぎょうだ」6月号でお知らせしたとおり、本市が「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」として、日本遺産に認定されました。これを受けて、行田市の他、商工会議所や文化財保護審議会、構成文化財の所有者、鉄道事業者などから構成する「行田市日本遺産推進協議会」の第1回会議を5月30日に開催し、協議会が発足しました。

今後は、国の補助金などを有効に活用しながら、国内外への情報発信をはじめ、観光ガイド育成やモニターツアーの実施、構成資産の調査研究などを行い、官民協働で日本遺産を生かしたまちづくりを展開します。

▼問い合わせ 同協議会事務局(企画政策課内・内線311)

## 行田市日本遺産推進協議会が発足しました

## 市長の部屋

# まちづくりと有利な財源の活用



工藤市長が本市の取り組みや現状などを分かりやすく紹介するコーナーが「市長の部屋」です。第8回のテーマは、「まちづくりと有利な財源の活用」についてです。まちづくりに取り組む上で財源の確保は最も大きな課題の一つです。「市報ぎょうだ」6月号の特集でも説明したとおり、日本遺産認定につながる市の事業の多くでも国の交付金などを活用してきました。ここでは、まちづくりを行う上で、いかに有利な財源を活用しているのかについてご紹介いたします。

### 国・県支出金

国や県から交付される財源で、使い道は特定の事業に限られます。対象となる事業では、積極的に申請して活用しています。

活用例：旧忍町信用組合店舗の移築改修、行田らしいまち並みづくりと賑わい創出事業、「足袋のまち行田」活性化推進協議会の活動など

### 合併特例債

南河原村との合併に当たり策定した新市建設計画に基づいて行う事業に使用できる地方債です。市債(いわゆる市の借金)ですが、元利償還金の70%が普通交付税として措置される非常に有利な財源です。

活用例：小中学校トイレ改修事業、忍・行田公民館整備事業、斎場改修事業など

### 寄附金(ふるさと納税)

本市に納入された「ふるさと納税」は、寄附者の意向に沿って、ふるさとづくり事業をはじめ、子育て・健康福祉、教育文化の事業など、本市のまちづくりに活用されています。

市長に就任時(平成19年)からこれまで、約106億円の市債を削減(特例地方債を除く)しつつ、国・県支出金など有利な財源を積極的に活用して多くの事業を展開してきました。これからも限られた財源を有効に活用しながら、「笑顔あふれる元気な行田」を目標に、まちづくりに取り組んでまいります。

### ▼問い合わせ

広報広聴課広報広聴担当(内線3108)  
または財政課財政担当(内線3226)

## 有利な財源の活用例

旧忍町信用組合店舗(日本遺産の構成文化財)の移築改修



### 【財源内訳】

(予算額：1億2,184万3千円)

